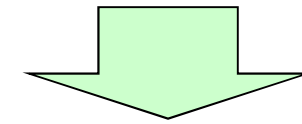


事務事業名	新規就農総合支援事業		所管部課	産業振興部	農政課	
事業目的	農業従事者の高齢化が急速に進展するなか、持続可能な力強い農業を実現するために青年の新規就農者の大幅な増大を図ることを目的とする。					
事業概要	<p>【準備型】※研修中を支援 県が認める研修先(県農業大学校・先進農家等)で研修を行う就農希望者で、一定の要件を満たす者に、最長2年間、原則、年間150万円(半年ごとに75万円)を給付</p> <p>【経営開始型】※就農後の定着を支援 一定の要件を満たす新規就農者に、農業経営を開始してから経営が安定するまで最長5年間、原則、年間150万円(半年ごとに75万円)を給付</p>					
総合計画での位置付け	施策	4 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり 1 地域の特性を活かした農業・農村づくり 2 農業経営の改善	類型区分	I		
根拠法令等	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱					
備考	第二次下野市総合計画前期基本計画に位置付けられている。就農に関する相談体制の整備を行うことにより、青年の就農意欲を高め就農後の定着を図ることが必要である。					
年度別	事業計画	平成26年度 青年就農給付金の交付	平成27年度 青年就農給付金の交付	平成28年度 青年就農給付金の交付	平成29年度 青年就農給付金の交付	平成30年度 青年就農給付金の交付
	事業費			20,989千円	27,000千円	30,000千円
事業内	対象年度内訳	1節 報酬 7節 賃金 8節 報償費 9節 旅費 11節 需用費 12節 役務費	13節 委託料 14節 材料及び賃借料 15節 工事請負費 18節 備品購入費 19節 負担金補助及び交付金 20節 扶助費	22節 補償補填及び賠償金 23節 償還金、利子及び割引料 その他①(2・3・4・5・6・10節) その他② (16・17・21・24・25・26・27・28節)	27,000 (単位:千円)	
	財源	国県支出金 27,000千円	地方債・その他	一般財源		
内容	<p>■青年就農給付金(経営開始型)</p> <p>【過年度実績】 平成24年度 : 交付対象者 6名 交付額 6,000,000円 平成25年度 : 交付対象者11名 交付額 16,500,000円 平成26年度 : 交付対象者13名 交付額 27,000,000円 平成27年度 : 交付対象者10名 交付額 7,500,000円 平成28年度 : 交付対象者15名 交付額 20,988,914円</p> <p>【事業費詳細】 平成29年度 : 交付対象者18名 交付額 27,000,000円(国補助金) -内訳- 1,500,000円×18名</p>					

事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	A ○	第二次下野市総合計画前期基本計画に明確に位置付けられている場合、事業実施が求められるような社会情勢の変化、さらに国・県の制度変更により実施することが義務付けされた場合など。
	B	
	C	
緊急性	A ○	【継続事業の場合】事業進捗に対する影響等を考慮し、事業を休止した場合の影響が大きく、事業縮小の可能性が見当たらない場合など。 【新規事業の場合】財政負担以外において、事業を実施しなかった場合の影響が大きく、本事業以外の解決策が見当たらない場合など。
	B	
	C	
効率性	A ○	本市が発展してきた要因として、かんぴょうや米麦・露地野菜・施設園芸などの都市近郊型農業の進展が大きく関わっております。農業従事者の急速な高齢化の中、新たな農業従事者を確保し地域農業の振興を図ることは、喫緊の課題であり、本市の発展において不可欠であると考えます。以上のことから、緊急性をAとしました。
	B	
	C	
効率性	A ○	この事業は、国の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱に基づいた事業であり、国により全額補助される事業であります。就農開始前後の支援を実施することで、就農意欲の喚起や就農定着が図られ、農業従事者の増と地域農業の活性化に繋げていくこととしております。また、更に積極的に周知することで、Iターン者やUターン者による新規就農等が期待できると思われれます。以上のことから、効率性をAとしました。
	B	
	C	



総合評価	○	継続実施
		見直し実施
		廃止

青年就農給付金のご案内



青年就農給付金の概要

準備型

～研修中を支援～

栃木県が認める研修先(県農業大学校や先進農家等)で研修を行う就農希望者で、一定の要件を満たす者に、最長2年間、原則、年間150万円(半年ごとに75万円)を給付します。

経営開始型

～就農後の定着を支援～

一定の要件を満たす新規就農者に、農業経営を開始してから経営が安定するまで最長5年間、原則、年間150万円(半年ごとに75万円)を給付します。

平成27年からの主な変更点 【経営開始型】

平成27年から、前年所得に応じて給付金額が変動されます。

給付金額変動の仕組みの概要

- 1 前年の所得が100万円未満
→ 給付金額は150万円/年
- 2 前年の所得が100万円以上350万円未満

→ 給付金額は変動

$$\text{給付金額} = (350\text{万円} - \text{前年の所得}) \times 3 / 5$$

例：前年の所得が150万円の場合、翌年の給付金額は
(350 - 150) × 3 / 5 = 120万円

- ※ 平成27年の新規給付対象者から適用
- ※ 経営開始1年目は150万円/年

平成27年3月
栃木県農政部

青年就農給付金事業の給付要件等(概要)

(注意) ア 親族とは、三親等以内の方をいう

イ 赤文字の部分が平成26年からの変更部分、青文字の部分が平成27年からの変更部分

区分	青年就農給付金(準備型)	青年就農給付金(経営開始型) (独立・自営就農を支援)
給付要件	<p>①就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること</p> <p>②独立・自営就農、又は雇用就農、又は親元での就農を目指すこと ただし、親元就農を目指す場合は、就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割を明確にすること、及び就農後5年以内に親族の経営を継承する、又は親族の経営が法人である場合はその経営者(又は親族と共同経営者)になることを確約すること</p> <p>③研修計画が一定の基準に適合していること</p> <p>ア 都道府県が認めた研修機関等で研修を受けること</p> <p>イ 研修期間が概ね1年以上かつ概ね1,200時間以上であること</p> <p>ウ 先進農家等で研修を受ける場合は、以下の条件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該先進農家等の経営主が給付対象者の親族ではないこと ・当該先進農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと ・当該先進農家等が、研修先として適切であること <p>④常勤の雇用契約を締結していないこと</p> <p>⑤生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと</p> <p>⑥青年新規就農者ネットワークに加入していること</p>	<p>①独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者※であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること ※就農先の市町村長から、農業経営基盤強化促進法に基づいて、青年等就農計画の認定を受けた方をいう</p> <p>②独立・自営就農であること(以下の5つの要件を満たしていること)</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること(親族から貸借している農地が主である場合は、当該農地を5年間の給付期間中に所有権移転することを確約する)</p> <p>イ 主要な機械施設を給付対象者が所有又は借りていること</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること</p> <p>エ 給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること</p> <p>オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること</p> <p>②の要件を満たせば、農家子弟でも、以下の場合は対象可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族の経営から独立した部門経営を行う場合 ・親族の経営に従事してから5年以内に経営を継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に新規作目の導入等の新たな取組をする場合 <p>③就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な経営開始計画であること</p> <p>④人・農地プランへの位置づけ、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること</p> <p>⑤生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと</p> <p>⑥青年新規就農者ネットワークに加入していること</p>
<p>主な給付停止及び返還要件等</p> <p>この他にも給付停止や返還要件があります</p>	<p>◎以下の場合、返還</p> <p>①適切な研修を行っていない場合</p> <p>②研修終了後1年以内に、原則45歳未満で、就農しなかった場合</p> <p>③給付期間の1.5倍(最低2年)の期間、就農を継続しない場合</p> <p>④親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合等</p>	<p>◎以下の場合、給付停止</p> <p>①給付金を除いた本人の前年の所得が<u>350万円以上</u>あった場合 (ただし、平成26年度までに給付金を受給していた場合は、従来同様「前年の所得が250万円以上」となる)</p> <p>②適切な農業経営を行っていない場合</p> <p>◎以下の場合、返還</p> <p>①親族から貸借している農地が主である場合において、親族から貸借している当該農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合</p> <p>◎平成27年の新規給付対象者から、前年所得に応じて給付金額が変動されます</p>